

6月30日(日) 主催/川越町ごみ問題対策協議会 第20回川越町クリーンデー

「不法投棄・ポイ捨てされたごみ」を町内からなくすことを目的に町民の皆さまにも参加いただき、町全体で実施しています。なお、家庭ごみや事業系のごみは対象になりません。



昨年の様子

日時 6月30日(日)午前8時～ ※小雨決行
場所 町内全域
※ 集合・実施場所については、各地区で決められた場所となります。

【問い合わせ先】 環境交通課 Tel366・7163

**スプレー缶類は混ぜずに単独で！
スプレー缶・カセットガスボンベの
ごみの出し方が変わりました！**

4月からスプレー缶・カセットガスボンベのごみの出し方が変わりました。スプレー缶やカセットガスボンベは、中身を完全に使い切ったうえで、**穴を開けずに再生ごみのスプレー缶類**として**単独**で出してください。缶類や金物と一緒に出されている方が見受けられますが、火災事故の原因になるため、缶類や金物類とは、絶対に一緒に出さないでください。混在されている場合は、収集できません。



<スプレー缶類のごみの出し方>
中身を完全に使い切ったことを確認し、缶に穴を開けず、透明または半透明のビニール袋に「スプレー缶類」と表示して再生ごみ集積場に出す。(キャップは埋め立てごみです。)

【問い合わせ先】 環境交通課 Tel366・7163

私たちのまちを美しくするための実践行動
1. 心ないごみの不法投棄を一掃するため、クリーン活動を行う。
2. 徹底的に分別して、より多く資源化する。
3. 再び捨てられない環境にする。

**生ごみの堆肥化で
ごみを減らしましょう
堆肥にして再利用できることご存知ですか？**

町では、生ごみの堆肥化によるごみの減量を推進しています。家庭で生ごみを堆肥にできる生ごみ処理容器と生ごみ処理機の購入経費の補助を環境クリーンセンターで行っています。

○購入費補助○

	対象	助成額
生ごみ処理機	1世帯につき1機	購入経費の1/2 (上限5万円)
生ごみ処理容器	1世帯につき 20ℓ以上は1基 20ℓ以下は2基	購入経費の1/2 (上限1万円)

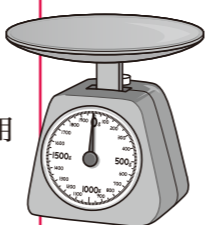
※ 申請方法等はお問い合わせください。
また、生ごみの拠点回収も行っています。現在9地区で取り組まれており、ごみの更なる減量を図っています。回収された生ごみは、環境クリーンセンターで堆肥にして、役場で希望者に配布しています。生ごみの堆肥化に関心を持たれた方や、作られた堆肥を利用してみたい方は、ご連絡ください。

【問い合わせ先】 環境交通課 Tel366・7163

はかりの検査 2年に一度は検査が必要です

日程 7月3日(水)午前10時30分～午後3時
場所 川越町役場 公用車駐車場
手数料 検査手数料は、種類によって異なります。(支払いは、現金のみです。)

- 【検査対象の計量器】**
- ・商店・露店などの商品売買取
 - ・病院・薬局などの調剤用
 - ・病院・学校・福祉施設などの体重測定用
 - ・生産者の生産物販売・出荷用
 - ・工場・事業所などの材料購入・製品販売用
 - ・農協・漁協などの物資集荷・出荷用
 - ・運送・宅配業などの貨物運賃算出用



【問い合わせ先】
三重県計量検定所 Tel059・223・5071
産業建設課 Tel366・7120

7月1日(月)から **公共施設において敷地内禁煙を実施します！**

ご理解とご協力をお願いします。



受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の成立を受け、受動喫煙対策の取り組みとして、町の公共施設において、7月1日より敷地内禁煙を実施します。町民の皆さまの健康を守る観点から、望まない受動喫煙が生じないように、改正健康増進法に定められた第一種施設に加え、多数の方が利用する公共施設においても敷地内禁煙を実施し、受動喫煙防止対策を推進します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

敷地内禁煙対象施設
役場、小学校、中学校、幼稚園、保育所、児童館、中央公民館、総合センター(いきいきセンター、あいあいホール、教育センター)、運動施設(総合体育館、町民野球場、町民運動広場、町民プール、町民テニスコート)

<改正健康増進法の概要>

- 多くの方が利用する施設等における喫煙の禁止
- ◆ **第一種施設 敷地内禁煙(2019年7月1日施行)**
子どもや患者に特に配慮すべき施設。
学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など。
 - ◆ **第二種施設 屋内禁煙(2020年4月1日施行)**
事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送用事業船舶、鉄道、国会、裁判所など。



改正健康増進法のねらい

1. 「望まない受動喫煙」をなくす。
2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。
3. 施設ごとに対策を実施する。

【問い合わせ先】 健康推進課 Tel365・1399

**児童手当現況届は
6月30日までに提出を**

現在、児童手当を受給されている方は、児童の養育状況などを確認するため、現況届を提出していただく必要があります。現況届を提出しないと、受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。「現況届」の用紙は、6月中旬までに郵送します。

- 提出書類**
- ① 現況届
 - ② 受給している方の健康保険証の写し
- ※ 児童が他市区町村にいる場合は、別居監護申立書を同封しますので、あわせて提出してください。
窓口提出期限 6月28日(金)



【問い合わせ先】 福祉課 Tel366・7116

日本脳炎の予防接種を受けましょう

平成17年度の国の方針(接種差し控え)により、日本脳炎の予防接種が受けられなかった方は、国の特例対象者として不足分の接種が可能です。

母子健康手帳で接種履歴をご確認のうえ、接種がお済みでない方は早めに接種を受けましょう。
特例対象者 小学校6年生～20歳未満の方
※川越町に住居登録がされている方
接種回数 第1期3回(初回2回、追加1回) 第2期1回の計4回
接種場所 県内医療機関
接種費用 無料
持ち物 母子健康手帳、予診票
※予診票をお持ちでない方は、ご連絡ください。
※蚊が多い季節になります。早めの接種をお勧めします。



予防接種に行く前のチェック

1. 体調はよいですか
2. 予防接種について理解していますか
3. 母子健康手帳はお持ちですか
4. 予診票の記入はお済みですか

【問い合わせ先】 健康推進課 Tel365・1399